

空港法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第1 空港法施行令の一部改正

地方管理空港として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める。
(別表第三関係)

第2 検疫法施行令の一部改正

検疫飛行場として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める。(別表第一及び別表第三関係)

第3 関税法施行令の一部改正

税関空港として指定されている「新石垣(空港)」の名称を「石垣(空港)」に改める。
(別表第二関係)

第4 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)